

一人親家庭児童高等学校等通学費援護金

町では児童の向学心の高揚と福祉の増進を図ることを目的として、一人親家庭児童が通学のために利用している交通機関の運賃の一部助成を行っています。



対象者

母子または父子がともに町内に住所を有し、通学のため交通機関を利用して運賃を負担している通学者。ただし通学者が児童福祉法の規定による児童福祉施設に入所している場合は除きます。
※通学者とは、学校教育法に規定する高等学校、専修学校、各種学校、職業訓練校に通学する児童

支給額

通学に要する運賃相当額(1か月の通学定期券の額。上限5,000円)



申請手続

4月30日(火)までに申請書を子ども家庭課に提出してください。申請書には学校長の通学証明が必要です。申請書は、子ども家庭課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

※5月以降の申請も受け付けますが、認定された場合は申請があった月からの支給となります。

※現在、支給を受けている新2・3年生の保護者には、更新手続のお知らせを送付していますので忘れずに申請書を提出してください。

問合せ先 子ども家庭課 TEL 366・7130

重度障害者助成事業

年度途中での切り替えはできません

以前に助成を受けていた方も申請が必要です。申請した月から助成の対象となり、申請が遅れると助成を受けることができない期間が発生しますのでご注意ください。

■タクシー料金助成事業

対象者

- 町内在住で次のいずれかの障害に該当する方
- ①身体障害者手帳 1級～3級
 - ②療育手帳 A1、A2、B1
 - ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級
- ※①～③とも施設に入所している方、自動車燃料費の助成を受けている方は除きます。

助成額

町が指定するタクシーの初乗運賃相当額を助成(1か月につき、タクシー乗車券5枚を交付)
※人工透析治療を受けている方は、1か月につき10枚を交付。ただし医師の証明が必要です。



必要書類

申請書、障害者手帳の写し
タクシー乗車券の交付枚数は、申請月によって違います。

各申請月の交付枚数は次のとおりです。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	60枚	55枚	50枚	45枚	40枚	35枚
申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	30枚	25枚	20枚	15枚	10枚	5枚

■自動車燃料費助成事業

対象者

町内在住で次の障害に該当し、障害者本人が自動車を運転、または障害者と住民票を同じくし、生計をともにしている方が普通自動車を運転する場合

- ①身体障害者手帳 1級～3級
- ②療育手帳 A1、A2、B1
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級

※①～③とも施設に入所している方、タクシー料金の助成を受けている方は除きます。

助成額

1か月3,000円が上限



必要書類

申請書、振込希望口座の通帳、障害者手帳の写し、運転免許証の写し(家族運転の場合、運転する家族の運転免許証)、自動車検査証の写し
※自動車検査証の所有者、使用者の欄に障害者本人の氏名か生計をともにする者の氏名が記載されているものに限りです。

問合せ先 福祉課 TEL 366・7116

三重県内男女共同参画連携映画祭 2024

あらすじ

老舗文具会社に務める真面目だが取り柄の男、佐野道太郎(草刈正雄)は、18年前に妻をなくし、30歳になる一人娘の弓子(木村文乃)に家事を支えられてきた。無遅刻無欠勤で38年間勤め上げ、迎えた定年の日、娘から「佐野家の新しい主夫は、お父さんです!」と親離れ宣言される。できる娘に甘えてきた道太郎は、初めての家事・地域デビュー・生き甲斐探しに挑むことになり、悪戦苦闘しながらも、「ラジオ体操会」をきっかけに様々な出来事が巻き起こる。

6月2日(日)

開演: 13:00~ (12:30開場)
上映時間109分

場所: あいあいホール

チケット: 500円(定員500名)

販売開始: 4月15日(月) ※土・日曜日、祝日除く

託児: 無料 ※未就学児、先着20名程度 申込締切 5月17日(金)

- ・当日はチケットを必ずご持参ください。チケットをお持ちでない方は、入場できません。
- ・駐車場の利用制限がありますので、ご注意ください。
- ・主催者の上映中止以外、チケットの払い戻しは行いません。
- ・当日券の販売はありません。

主催/川越町、朝日町、アイリスかわごえ、アイリスあさひ

チケット販売・託児申込み・問合せ先 企画情報課(役場3階) TEL 366・7112



©2018「体操しようよ」製作委員会

監督: 菊地健雄 出演: 草刈正雄、木村文乃



4月から各種手当の月額が改定されます

児童扶養手当・特別児童扶養手当等

児童扶養手当(全部支給)	改定前	改定後
第1子	44,140円	45,500円
第2子加算額	10,420円	10,750円
第3子以降加算額	6,250円	6,450円

※現在交付されている手当証書には改定前の金額が記載されています。

特別児童扶養手当	改定前	改定後
1級の場合	53,700円	55,350円
2級の場合	35,760円	36,860円
障害児福祉手当	15,220円	15,690円
特別障害者手当	27,980円	28,840円

問合せ先 児童扶養手当: 子ども家庭課 TEL 366・7130
特別児童扶養手当等: 福祉課 TEL 366・7116